省　令

○文部科学省令第三十六号

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十条及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十三条の規定を実施するため、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十日

文部科学大臣　萩生田光一

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成六年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（奨励） **第四条**　国は、次の各号に掲げる団体（オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において実施される競技に関する業務を行う団体に限る。）が当該業務に応じて第二条各号に掲げる者を表彰（報奨金の交付を含む。）することを奨励するものとする。 一　公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）及びその加盟競技団体 二　公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）及びその加盟競技団体	（奨励） **第四条**　国は、次の各号に掲げる団体が当該各号に定める者を表彰（報奨金の交付を含む。）することを奨励するものとする。 一　公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）及びその加盟競技団体（オリンピック競技大会において実施される競技に係る国際団体に加盟している団体に限る。）　第二条第一号に規定する者 二　公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）及びその加盟競技団体（パラリンピック競技大会において実施される競技に係る国際団体に加盟している団体に限る。）　第二条第二号に規定する者

附　則

この省令は、公布の日から施行する。